

**「児童相談所における心理職員の  
配置状況と業務量・内容に関する調査」結果報告書**

**平成 19 年度 全国児童相談所長会委託調査  
児童相談所における心理職員の配置状況と業務量・内容に関する調査  
調査結果**

(主任研究者)才村 純(日本子ども家庭総合研究所ソーシャルワーク研究担当部長)  
(研究協力者)根本 顕(日本子ども家庭総合研究所研修生、神奈川県保健福祉部)  
有村 大士(日本子ども家庭総合研究所研究員)

### 1. 調査の目的

子ども虐待の問題が深刻化する中、初期対応の強化や家族再統合援助の促進など、児童相談所にはますます高度な専門性が求められ、更なる機能強化が必要となっている。このような現状を受け、児童相談所児童心理司等心理職についても、平成 18 年度の国の「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」では、児童相談所においては児童福祉司 3 人当たり児童心理司 2 名の配置を目安にし、さらには同数を旨として配置すべきことが明記された。本研究は、このような状況を踏まえ、心理職について、現状の配置状況や業務内容を把握し、問題点・課題を整理するとともに、児童相談所の体制強化に向けて、具体的な議論を行っていくための基礎的資料を得ることを目的とした。

### 2. 調査の実施主体

全国児童相談所長会の委託を受けて、才村純（日本子ども家庭総合研究所）が主任研究者となり、調査を実施した。

### 3. 調査方法

都道府県、政令指定都市、児童相談所を設置している中核市の児童相談所（全 195 ヲ所）を対象とし、児童相談所の児童心理司等心理職の配置状況、職務状況、及び児童相談所長による心理職の専門性に対する評価と認識に関して調査票を作成し、郵送法にて調査を行った。

### 4. 調査票及び調査票記入要項

別紙のように、調査票は 3 部構成とした。（添付資料参照）

### 5. 回答状況

調査票送付児童相談所数 195 ヲ所のうち回答のあった児童相談所は 144 ヲ所（回収率 73.8%）であった。

### 6. 単純集計

#### 【調査票 A】

#### (1) 管轄人口、18 歳未満人口（表 A-1）

平成 18 年度 9 月 1 日を基準とした「管轄人口」は、最小 6 万 4 千人、最大 221 万人、平均は 64 万 2 千人であった。また、「18 歳未満人口」は、最小 9 千人、最大 89 万 9 千人、平均は 11 万 3 千人であった。（一部、平成 18 年度 9 月 1 日現在でないデータも含む。また、千人未満の人口については四捨五入を行った。）

#### (2) 相談受理件数（表 A-2）

・ 「養護ケース」は、平均 119.5 件、「虐待ケースの合計」は、平均 101.3 件であっ

た。虐待件の内訳は「身体的虐待」が 39.7 件、「ネグレクト」38.5 件、「性的虐待」4.8 件、そして「心理的虐待」が 18.3 件であった。

- ・ 「非行ケース」は 43.8 件であった。
- ・ 相談受理件数の「合計」は、平均 872.5 件であった。

### (3) 配置している児童福祉司数 (表 A-4)

- ・ 「配置している児童福祉司数」の平均は 9.3 人、そのうち「ケースを担当している児童福祉司数」は 8.7 人、「ケースを担当しない児童福祉司数」の平均は 0.5 人であった。
- ・ 「ケース担当 1 人あたりの相談受理件数」は、99.3 件、また、「ケース担当 1 人あたりの虐待相談受理件数」は、11.5 件であった。

### (4) 配置している相談員数 (表 A-5)

- ・ 「配置している相談員」は 1.6 人であり、そのうち「ケースを担当している相談員」は、0.8 人と約半数であった。
- ・ 相談員と児童福祉司を合算して、ひとりあたりの担当ケース数を割り出してみると、「配置している相談員、児童福祉司[ケース担当]1 人あたりの相談受理件数」は 90.4 件で、そのうち「配置している相談員、児童福祉司[ケース担当]1 人あたりの虐待相談受理件数」は、10.5 件であった。

### (5) 配置している児童福祉司スーパーバイザー (表 A-6, 7)

- ・ 「配置している児童福祉司スーパーバイザー」は 1.7 人で、そのうち「ケースを担当しながらの児童福祉司スーパーバイザー」は 0.7 人であった。また、113 カ所 (79.0%) で配置されており、そのうち常勤でケースを直接担当しない児童福祉司スーパーバイザーを最低 1 名配置している児童相談所が 80 箇所 (71.0%)、ケース担当をしている児童福祉司スーパーバイザーを配置している児童相談所は 51 箇所 (45.1%) (重複回答) であった。
- ・ 「配置している児童福祉司スーパーバイザー 1 人あたりの相談受理件数」は、759.9 件で、「配置している児童福祉司スーパーバイザー 1 人あたりの虐待相談受理件数」は、109.6 件であった。スーパーバイザーの配置はあっても膨大な件数に対応せざるを得ない現状となっていた。

### (6) 配置している心理職へのスーパーバイザー (表 A-8, 9)

- ・ 「配置している心理職へのスーパーバイザー」は 0.4 人で、そのうち「ケースを担当しながらの心理職へのスーパーバイザー」は、半数の 0.2 人であった。心理職へのスーパーバイザーの配置は、児童福祉司スーパーバイザーの配置に比べて、極めて低い水準にとどまっている。なお、配置されているのは 42 カ所 (29.2%) と約 3 割に留まっている。
- ・ 「配置している心理職へのスーパーバイザー 1 人あたりの相談受理件数」は児童福祉司スーパーバイザーの約 2 倍となる平均 1072.3 件であり、スーパーバイザー機能を果たすためには児童福祉司スーパーバイザー以上に困難な数値となっている。

<sup>1</sup> 具体的に配置がなされている児童相談所のみで計上しているため、心理職へのスーパーバイザーの配置がなされていない児童相談所は平均に含まれない。

(7) 配置している児童心理司 (表 A-10, 11)

- ・ 「児童心理司の配置」のない児童相談所は9カ所 (6.4%) であった。
- ・ 「配置している児童心理司」の平均は4.1人で、「常勤専任」としての配置は3.2人となっていた。逆に常勤以外の配置は0.9人であった。
- ・ 「配置している児童心理司1人あたりの相談受案件数」は平均195.9件で「配置している児童心理司1人あたりの虐待相談受案件数」の平均は21.8件であり、児童福祉司の約2倍であった。

(8) 配置している心理療法担当職員 (表 A-14, 15)

- ・ 「心理療法担当職員の配置」は、「あり」25カ所 (17.6%)、「なし」117カ所 (82.4%) であった。
- ・ 「配置している心理療法担当職員」の平均は0.40人で、そのうち「常勤専任」での配置は0.23人であった。
- ・ 児童心理司と心理療法担当職員をあわせて「配置している児童心理司、心理療法担当職員1人あたりの相談受案件数」とした場合の受案件数は186.89件であり、「配置している児童心理司、心理療法担当職員1人あたりの虐待相談受案件数」は、平均20.54件であった。

(9) 配置している一時保護所心理療法担当職員 (表 A-16, 17)

- ・ 「配置している一時保護所心理療法担当職員」は、配置のあった一時保護所だけで計算しても平均0.18人に留まった。さらに、常勤0.02名、兼務、常勤・兼務以外では皆無に近かった。
- ・ 「一時保護所心理療法担当職員の配置」は、「あり」32カ所 (23.0%)、「なし」107カ所 (77.0%) であった。「常勤専任」に限ると「あり」3カ所 (2.1%)、「なし」141カ所 (97.9%) であった。

(10) 児童福祉司と児童心理司の配置比率

- ・ 児童福祉司と児童心理司の配置比率は1:0.44であった (表 A-18 C:H)。また、児童福祉司と相談員、そして児童心理司と心理療法担当職員の配置比率は1:0.41であった (表 A-18 (C+F):(H+J))。つまり、児童福祉司の配置と比較して、半数にも満たず、「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」で提言された児童福祉司3人当たり児童心理司2名の配置には約2割不足していた。

**【調査票B：業務内容】**

**単純集計 (表 B-1)**

- ・ 「個別ケース対応 (対子ども)」の合計は、平均41.4%であった。内訳は、診断面接4.4%、心理検査観察8.3%、記録作成16.5%、心理療法・カウンセリング・助言指導8.9%、措置施設・里親家庭への同行・面会0.9%、措置施設・里親家庭面会1.2%、対子ども/施設職員・里親との連絡調整1.2%となっていた。
- ・ 「個別ケース対応 (対保護者)」の合計は、8.8%であった。内訳は、診断面接1.1%、心理検査観察0.2%、記録作成2.7%、心理療法、カウンセリング、助言指導4.8%であった。
- ・ 「個別ケース対応 (在宅支援)」の合計は5%であった。内訳は、家庭訪問・助言指導1.0%、家庭への電話連絡・助言指導1.2%、市町村との連絡調整0.8%、保育所・幼稚園・学校との連絡調整1.6%、その他の機関との連絡調整0.6%であった。
- ・ 「個別ケース対応 (家庭復帰支援業務)」の合計は、平均1.4%であった。内訳は

家庭復帰・里親委託アセスメント 0.4%、記録作成 0.4%、家庭、地域調査 0.2%、退所施設との連絡調整 0.1%、地域の社会資源との連絡調整 0.1%、復帰後委託後の訪問等援助 0.2%であった。

- ・「関係機関との連携」の合計は、平均 2.7%であった。内訳は、市町村との連絡調整 0.7%、児童福祉施設との連絡調整・支援指導 1%、保育所・幼稚園・学校との連絡調整 0.7%、その他の機関との連絡調整 0.4%であった。
- ・「会議」の合計は、平均 10.8%であった。内訳は、所内会議 8.2%、都道府県市内児相心理職会議 0.6%、外部機関との連絡会議 1.2%、その他の会議 0.8%であった。
- ・「その他」の合計は、平均 18.8%であった。内訳は、療育手帳判定業務 10%、特別児童扶養手当判定業務 1.4%、3歳児等精密健診 2.9%、都道府県独自事業等対応時間数 1.3%、他心理職へのスーパーバイズ・訓練等 1.1%、その他 2.1%であった。また、「服務関係（超過勤務時間数）」は、225.1時間（平均 10.4%）であった。

### カテゴリーによる把握（表 B-2）

- ・心理職の業務内容をアセスメント（子ども：除判定業務、子ども：判定業務、保護者、親子）、心理療法等（子ども、保護者、親子）、地域援助（コンサルテーション、他機関との連絡調整等）、その他に分類してみると、業務量を割合で表した場合、アセスメント 48.3%、心理療法等 38.8%、地域援助 8.4%、その他 15.8%であった。<sup>2</sup>

#### アセスメントの内訳

- ・アセスメントの詳細は、判定業務を除いた子どものアセスメントが 29.2%、判定業務が 14.3%、保護者のアセスメントが 4.0%、親子のアセスメントが 0.8%である。

#### 心理療法等の内訳

- ・心理療法等の詳細は子どもへの心理療法等が 26.3%、保護者への心理療法等が 9.7%、親子への心理療法等が 2.8%である。

### 【調査票 C】（回答者：各児童相談所所長）

調査票 C は、すべての児童相談所所長に対し、所属の心理担当業務の専門性の達成度と今後の要充実性について、それぞれ 6 段階で評価してもらった。

#### (1) 専門性の達成度（表 C-1, 3, 5）

現時点での達成度を問う設問に対して最も評価得点の高かったものは、「心理職としての基本的態度（倫理観・知識・経験・自己管理）」であり、4.47 となっている。この項目は、「6」と「5」を選択した回答をあわせると 52.1%と過半数を占めている。次いで「心理検査によるアセスメント（各種検査の実施・診断）」4.41、（「5」＋「6」52.1%）、「心理面接によるアセスメント（面接技術・問題点、背景の理解）」4.3、（「5」＋「6」41.4%）、「虐待のアセスメント（外傷・愛着・家族関係）」4.02、（「5」＋「6」32.1%）、「心理職としての基本的態度（心理分野以外の分野への関心・見識）」4.01、（「5」＋「6」27.4%）、が 4 点台で高い評価点を得ている。

達成度の評価得点が低かったものは、「虐待をする親へのグループ指導」2.48、（「1」と「2」を選択した回答の合計が 51.9%）、「家族再統合へ向けてのペアレン

<sup>2</sup> 一部重複あり。また、小数点以下 2 位で四捨五入しているため、平均を足しあわせた計が、表の値と必ずしも一致しないカ所がある。

ティング」2.89、(「1」+「2」39.0%)、「虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング」3.33、(「1」+「2」19.6%)、「心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)」平均3.34、(「1」+「2」19.3%)などである。

## (2) 今後の要充実性 (表 C-2, 4, 6)

今後の要充実性を問う設問に関しては総じて得点が高いが、特に充実が望まれるものとしては、「虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング」5.14(「6」+「5」79.8%)、「虐待を受けた子どものケア」5.05(「6」+「5」79.7%)、「虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)」5.04(「6」+「5」76.1%)、「家族再統合へ向けてのペアレンティング」5.04(「6」+「5」79.0%)の項目が5点台となっている。

その他の項目もすべて4点台であり、心理職担当業務全般について今後充実が必要と思われることが分かる。

## 7. 統計解析 (D-1, 2, 3)

### (1) 児童相談所における心理職の業務内容

児童相談所における心理職の業務内容について、調査票 B にて把握したそれぞれの業務の割合を基に類型化を図った。分類には、表 B-2 の分類に基づき、アセスメントでは「子ども(除判定業務)」、「子ども(判定業務)」、「保護者」、「親子」、心理療法では「子ども」「保護者」「親子」、そして「地域援助」、「その他」のそれぞれの割合を使用した。その結果、職務内容の割合によって分類された6つの群(クラスター)が導出された。<sup>3</sup>

そこで、それぞれの群ごとに比較できるよう、t検定にて職務内容の分析を行い、集約を図った。(表 D-1~D-3)

- ① 第1群は、「アセスメント(子ども:判定業務)」(割合0.85、偏差値82.4)の割合が高かった。
- ② 第2群は、所内会議等が多く含まれる「その他」(割合0.50、偏差値72.9)の割合が高かった。
- ③ 第3群は、「アセスメント(親子)」(割合0.04、偏差値68.5)、「心理療法等(保護者)」(割合0.10、偏差値71.4)の業務が多い傾向があった。
- ④ 第4群は、「アセスメント(子ども:除判定業務)」(割合0.36、偏差値54.0)の割合が高かった。
- ⑤ 第5群は「アセスメント(保護者)」(割合0.19、偏差値76.5)が高い傾向があった。
- ⑥ 第6群は、「心理療法等(子ども)」(割合0.22、偏差値61.3)、「地域援助」(割合0.28、偏差値61.6)の割合が高い傾向があった。

### (2) 勤務形態、および職種と各クラスター(群)との関係(図 D-14, 15)

勤務形態と各群との関係を対応分析でみると、図 D-14 では、「非常勤」の項目が第1群と近く、また対照的に、「常勤」は、第2~4群に近い特徴を示した。第1群が業務の多くを子どもに対する判定業務を担当する割合が高いことから、非常勤職員

<sup>3</sup>クラスター分析(Word法)により、児童相談所心理職の業務内容について統計的に類型化を図った。これにより職務内容(割合)が似た特徴を示す、6つの群を統計的に割り出すことができた。割り出された群が上記の①~⑥である。なお、その職務内容(割合)については、表 D-1 に割合の平均と偏差値を示すと共に、図 D-2 で業務内容の割合、図 D-3 で業務内容の偏差値を示した。

が判定業務を担当し、それ以外の業務を常勤が担当する割合が高い、あるいは非常勤職員が判定業務のみを行っている傾向が強いことが読み取れた。

さらに、職種と各群の関係を図 D-15 よりみてみると、「心理療法担当職員」は第 1、および 6 群と近く、また「児童心理司」と第 2～4 群が近い特徴を示した。以上を言い換えると、心理療法担当職員は、非常勤で判定業務を主にする特徴と、子どもへの心理療法等や地域援助の割合が高い群に近い特徴があった。逆、児童心理司は常勤と近い特徴を示し、まんべんなくすべての業務をこなしているか、親子の関係性についてのアセスメント、あるいは心理療法を行う特徴があることが分かった。

## (2) 職員配置と児相相談所長が判断した専門性の達成度、および今後の要充実性について

調査票 A の職員配置と、調査票 C の児童相談所長からみた「専門性の達成度」、および「今後の要充実性」について分析を行った。具体的には、「児童福祉司」、および「児童福祉司と相談員」、「児童心理司」、「児童心理司と心理療法担当職員」1 人あたりの相談受理件数と、各児童相談所長が判断した「専門性の達成度」、および「今後の要充実性」との関係を調べた。<sup>4</sup>

その結果、「専門性の達成度」については統計的な特徴は見られず、統計的に有意な関係性が認められたのは「今後の要充実性」に絞られた。また、統計的に有意な関係性が認められたすべての項目について、1 人あたりの担当するケース数が多いほど「今後の要充実性」が高くなっていた。

まず、心理職については、「虐待のアセスメント（外傷・愛着・家族関係）についての今後の要充実性」と「児童心理司 1 人あたりの相談受理件数」（表 D-12）、および「児童心理司、心理療法担当職員 1 人あたりの相談受理件数」（表 D-13）について統計的に有意な関係性が認められた。子ども虐待への対応が増加する中で、子どもにとってどのような援助、および環境が適切なのかを判断するためにはより適切で正確なアセスメントが欠かせず、心理職に求められる専門性として、より一層の専門性が求められており、そのためには担当ケース数をより減らし、十分なアセスメントを行える環境を整えていく必要があることが示された。

なお、「児童福祉司[ケース担当]1 人あたりの相談受理件数」、および「相談員、児童福祉司[ケース担当]1 人あたりの相談受理件数」について、「児相外の関係機関へのコンサルテーション能力（虐待を含む複雑事例への対応）」（図 D-4、8）、「虐待のアセスメント（外傷・愛着・家族関係）」（図 D-5、9）、「虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング」（図 D-6、10）、および「虐待をする親へのグループ指導」（図 D-7、11）について統計的に有意な関係性が認められた。児童福祉司、あるいは相談員に関しても、ケースに十分に対応できる体制を保証していくことが必要と言える。

## 8. 考察

平成 16 年の児童福祉法改正で児童相談体制が見直され、相談の一義的な窓口が市町村に移り、児童相談所は、要保護性の高い困難事例への対応並びに市町村支援という役割を求められることになった。虐待事例に対しては、子どもの安全確保のための強権的な対応と、再統合支援の両方を確実に実行することが要請されている。児童相談所が置かれているこのような困難な状況において、心理職員の適正配置や専門性の確

<sup>4</sup> 統計には、JMP6.0 (SAS 社) を使用し、2 変数の関係についてロジスティックあてはめにて関係性を統計的に検討した。

保を図るには、今後、心理業務担当職員と児童福祉司、および相談員等の間での業務分担のあり方をはじめ、児童相談所にどのような役割や機能が求められているのかについてのグランドデザインを描出し、その上で、そもそもどのような専門性を児童相談所の心理職に求めるかについての検討を行なっていく必要がある。このような本質論を踏まえた上での議論が必要ではあるが、本報告書においては今回の調査において明らかになったいくつかの点に絞って考察を加えることとする。

### (1) 児童相談所における児童心理司の役割

今回得られたデータの統計的な分析により、心理職の業務内容（割合）は大きく6つのタイプ（群）に分類されることが分かった。しかし、中でも子どもへの判定業務を多く行っている群には、非常勤職員が多く含まれ、その他の群では常勤が多いことが分かった。

このことは、タイムスタディの結果(表B-2)からも明らかである。すなわち、心理職の業務としては子どものアセスメントが一番多く、次に子どもへの心理面接と続く。保護者のアセスメント、保護者への心理面接はほとんど取り組まれていない。

しかし、本年5月に行われた児童虐待防止法改正においても、措置解除時の判断における保護者指導の効果の勘案などが盛り込まれるなど、保護者への指導・支援が強く求められており、現に児童相談所長の心理職に対する期待についても「虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング」「虐待のアセスメント」「家族再統合に向けてのペアレンティング」など、虐待事例に係る親支援やアセスメントが上位を占めている(表C-2)。

子どものアセスメント、子どもへの心理面接は、児童心理司が一手に担ってきた経過がある。この役割については今後も当然果たしていくべきものであるということに異論はないであろうが、加えて再統合支援においても保護者への指導・支援が求められており、これらに対する児童心理司への期待も大きい。しかし、再統合に係る支援は、保護者に対する治療的かかわりと並行して、子どもへの治療的かかわりも必要であることは言うまでもない。今回は児童相談所長が児童心理司に求める役割について聞いているが、当事者である児童心理司がどのような役割意識を持っているかについても、今後ぜひ把握していく必要がある。

いずれにしろ、虐待事例における保護者への指導・支援は心理職にとっても喫緊の課題である。

### (2) 望まれる児童心理司の増員と体制整備

児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数の平均は99.3ケース(表A-4)であるのに対し、児童心理司1人あたりの相談受理件数の平均は195.9ケース(表A-10)と2倍になっている。

児童福祉司に対する児童心理司(常勤専任)及び心理療法担当職員(常勤専任)の比率を見てみると、児童福祉司2人に児童心理司1人という割合を下回っており、「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」で提言された児童福祉司3人当たり児童心理司2名の配置には程遠いことが分かった。

また、一時保護所に心理療法担当職員を配置している児童相談所は32カ所(23.0%)であり、「常勤専任」に限ると「あり」3カ所(2.1%)に留まっていた。虐待事例では子どもの行動等に問題が表出するケースもあり、対応に苦慮する場合も多い。一時保護所においても行動の背景にある心理的な問題を分析しながらきめ細かい対応が必要である。従って、一時保護所における心理職の配置の促進を一層図る必要がある。



心理担当業務の充実が求められている中で、フリーアンサーからは、人員不足や体制の脆弱さが多くの児童相談所から異口同音に語られている。また、常勤配置がなされていないことの弊害も数多く指摘されている。とりわけ家族再統合援助などにおいては、良好な関係性を構築し、連続性を持った支援を保障するためにも心理担当職員の常勤配置を推進し、抜本的な増員を図ることが急務である。平成18年度の国の「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」の議論を反映させ、児童心理司の配置を今すぐに児童福祉司と同数にすることは難しいとしても、児童福祉司3人に対して児童心理司2人という配置を早急に実現することが求められる。

### (3) 心理担当職員の専門性を担保すること

児童相談所長から見て、心理職としての基本的態度や心理検査・心理面接によるアセスメント機能に関する専門性は高く評価されているが、虐待への対応、特に保護者への支援については不十分と認識されていた。また、虐待ケースへのアセスメントをはじめ、市町村や関係機関との良好なネットワーク構築のためのコンサルテーション機能、コーディネート機能など多様な機能を高めることが求められている。コンサルテーションやコーディネートの機能は、複数の機関が連携していく上で重要な機能であり、そのためには外部機関に出向いていくことも必要である。一般的に心理職の業務としては、地域援助は心理検査・心理面接とともに重要な役割と認識されているが、こと児童相談所の心理職においては、体制が不十分で対応し切れていないため、新たに対応を求められている領域となる。心理検査、心理面接以外にもさまざまな機能を発揮するには、療育手帳判定や子どもへの対応に追われている今の体制では極めて困難であり、抜本的な増員が必要である。

あわせて、心理職員自体の専門性を高める努力も重要である。特に、実践経験の少ない児童心理司・心理療法担当職員の専門性、特に的確なアセスメントを行う専門性を担保するためには、スーパーバイザーのもとで実践経験を蓄積していくことや、研修機会を確保していくことが不可欠と思われる。

とりわけ、専門性を担保するうえでスーパーバイザーの役割は大きい。しかし、心理職の場合、すべてのケースに関与するとは限らないものの「心理職へのスーパーバイザー1人あたりの相談受案件数」は児童福祉司スーパーバイザーの約2倍となる平均1072.3ケースという膨大な数となっている。ケースを担当しながらスーパーバイザーの役割を求められている職員も多いため、スーパーバイザー機能を果たすことは難しいのが現状と言える。心理職員に対するスーパービジョン体制を確立するためには、心理職員の業務内容、業務量を詳細に把握・分析することにより、心理職スーパーバイザーの適性配置基準を設定し、制度化することが必要であろう。

表 A-1.管轄人口、18 歳未満人口(千人)

	平均
管轄人口	641.9
18 歳未満人口	113.3

表 A-2.相談受理事件数

	平均(件)
養護ケース	119.5
養護ケース/身体的虐待	39.7
養護ケース/ネグレクト	38.5
養護ケース/性的虐待	4.8
養護ケース/心理的虐待	18.3
養護ケース/虐待合計	101.3
非行ケース	43.8
その他	629.3
合計	872.5

表 A-3. 18 歳未満人口 1,000 人あたりの相談受理事件数

	平均(件)
養護ケース	2.05
養護ケース/身体的虐待	0.38
養護ケース/ネグレクト	0.40
養護ケース/性的虐待	0.04
養護ケース/心理的虐待	0.19
養護ケース/虐待合計	1.01
非行ケース	0.42
その他	6.33
合計	8.80

表 A-4.配置している児童福祉司数

	平均
配置している児童福祉司数(人) [ケース担当]	8.7
配置している児童福祉司数(人) [ケース担当なし]	0.5
配置している児童福祉司数(人)	9.3
ケース担当 1 人あたりの相談受理事件数	99.3
ケース担当 1 人あたりの虐待相談受理事件数	11.5

表 A-5.配置している相談員数

	平均
配置している相談員[ケース担当] (人)	0.8
配置している相談員(人)	1.6
配置している相談員、児童福祉司[ケース担当]1 人あたりの相談受理事件数	90.4
配置している相談員、児童福祉司[ケース担当]1 人あたりの虐待相談受理事件数	10.5

表 A-6.配置している児童福祉司スーパーバイザー

	平均
配置している児童福祉司スーパーバイザー[ケース担当] (人)	0.7
配置している児童福祉司スーパーバイザー(人)	1.7
配置している児童福祉司スーパーバイザー1 人あたりの相談受理事件数	759.9
配置している児童福祉司スーパーバイザー1 人あたりの虐待相談受理事件数	109.6

表 A-7.児童福祉司へのスーパーバイザーの配置

		あり		なし	
		箇所	割合	箇所	割合
配置		113	79.0%	30	21.0%
常勤	ケース担当	51	35.4%	93	64.6%
	担当なし	80	55.6%	64	44.4%
非常勤	ケース担当	1	0.7%	143	99.3%
	担当なし	1	0.7%	143	99.3%

表 A-8.配置している心理職へのスーパーバイザー

	平均
配置している心理職へのスーパーバイザー[ケース担当] (人)	0.2
配置している心理職へのスーパーバイザー(人)	0.4
配置している心理職へのスーパーバイザー1 人あたりの相談受理事件数	1072.3
配置している心理職へのスーパーバイザー1 人あたりの虐待相談受理事件数	109.1

表 A-9.心理職へのスーパーバイザーの配置

	あり		なし		
	箇所	割合	箇所	割合	
配置	42	29.2%	102	70.8%	
常勤	ケース担当	20	13.9%	124	86.1%
	担当なし	23	16.0%	121	84.0%
非常勤	ケース担当	0	0%	144	100%
	担当なし	0	0%	144	100%

表 A-10.配置している児童心理司

	平均
常勤専任(人)	3.2
兼務:児相業務従事平均時間による [常勤換算](人)	0.3
常勤・兼務以外:平均勤務時間による [常勤換算](人)	0.6
児童心理司(人)	4.1
児童心理司1人あたりの相談受案件数	195.9
児童心理司1人あたりの虐待相談受 理件数	21.8

表 A-11.児童心理司の配置

	あり		なし	
	箇所	割合	箇所	割合
配置	132	93.6%	9	6.4%
常勤専任	124	86.1%	20	13.9%
兼務	21	14.7%	122	85.3%
常勤・兼務以外	58	40.3%	86	59.7%

表 A-12.配置している心理職へのスーパーバイザー

	平均
常勤専任(人)	0.38
兼務:児相業務従事平均時間による [常勤換算](人)	0.04
常勤・兼務以外:平均勤務時間による [常勤換算](人)	0.00
配置している心理職へのスーパーバ イザー(上記平均の合計)(人)	0.43

※平均の合計には、誤差対応のため少数第3位までの値で計算し、小数第3位を四捨五入した。

表 A-13.配置している児童福祉司スーパーバイザー

	平均
常勤専任	0.44
兼務:児相業務従事平均時間による [常勤換算](人)	0.01
常勤・兼務以外:平均勤務時間による [常勤換算](人)	0
配置している児童福祉司スーパーバ イザー(上記平均の合計)(人)	0.45

※平均の合計には、誤差対応のため少数第3位までの値で計算し、小数第3位を四捨五入した。

表 A-14.配置している心理療法担当職員

	平均
常勤専任(人)	0.23
兼務:児相業務従事平均時間による [常勤換算](人)	0.03
常勤・兼務以外:平均勤務時間による [常勤換算](人)	0.14
配置している心理療法担当職員(人)	0.40
配置している児童心理司、心理療法 担当職員1人あたりの相談受案件数	186.8
配置している児童心理司、心理療法 担当職員1人あたりの虐待相談受 理件数	9
	20.54

表 A-15.心理療法担当職員の配置

	あり		なし	
	箇所	割合	箇所	割合
配置	25	17.6%	117	82.4%
常勤専任	13	9%	131	91%
兼務	1	0.7%	143	99.3%
常勤・兼務以外	16	11.2%	127	85.8%

表 A-16.配置している一時保護所心理療法担当職員

	平均
常勤専任(人)	0.02
兼務:児相業務従事平均時間による [常勤換算](人)	0.00
常勤・兼務以外:平均勤務時間による [常勤換算](人)	0.00
配置している一時保護所心理療法担 当職員(人)	0.18

表 A-17.一時保護所心理療法担当職員の配置

	あり		なし	
	箇所	割合	箇所	割合
配置	32	23.0%	107	77.0%
常勤専任	3	2.1%	141	97.9%
兼務	0	0%	144	100%
常勤・兼務以外	34	23.9%	108	76.1%

表 A-18. 職員配置の合計値

	合計
A. 児童福祉司(常勤/ケース担当)	1,248
B. 児童福祉司(常勤/ケース担当なし)	76
C. 児童福祉司数	1296.0
D. 相談員(常勤/ケース担当)	84
E. 相談員(常勤/ケース担当なし)	56
F. 相談員	218.9
G. 児童心理司(常勤専任:人数)	458
H. 児童心理司	571.5
I. 心理療法担当職員(常勤専任)	33.0
J. 心理療法担当職員	56.0
K. 一時保護所心理療法担当職員	24.8

※ 兼務、非常勤、嘱託は、常勤換算した値を使用した。

表 B-1.タイムスタディ(年換算:時間と割合)

項目	平均時間	平均割合
一時保護時の同行	9.0	0.4%
A. 個別ケース対応(対子ども/診断面接)	79.7	4.4%
A. 個別ケース対応(対子ども/心理検査観察)	148.4	8.3%
A. 個別ケース対応(対子ども/記録作成)	289.8	16.5%
A. 個別ケース対応(対子ども/心理療法、カウンセリング、助言指導)	157.4	8.9%
A. 個別ケース対応(対子ども/措置施設・里親家庭への同行・面会)	17.8	0.9%
A. 個別ケース対応(対子ども/措置施設・里親家庭面会)	24.9	1.2%
A. 個別ケース対応(対子ども/施設職員・里親との連絡調整)	24.8	1.2%
A. 個別ケース対応(対子ども/合計)	742.8	41.4%
A. 個別ケース対応(対保護者/診断面接)	23.3	1.1%
A. 個別ケース対応(対保護者/心理検査観察)	4.2	0.2%
A. 個別ケース対応(対保護者/記録作成)	53.2	2.7%
A. 個別ケース対応(対保護者/心理療法、カウンセリング、助言指導)	81.4	4.8%
A. 個別ケース対応(対保護者/合計)	162.1	8.8%
A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭訪問・助言指導)	20.6	1.0%
A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭への電話連絡・助言指導)	22.7	1.2%
A. 個別ケース対応(在宅支援/市町村との連絡調整)	16.2	0.8%
A. 個別ケース対応(在宅支援/保育所・幼稚園・学校との連絡調整)	30.3	1.6%
A. 個別ケース対応(在宅支援/その他の機関との連絡調整)	10.8	0.6%
A. 個別ケース対応(在宅支援/合計)	100.7	5.0%
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/家庭復帰・里親委託アセスメント)	8.6	0.4%
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/記録作成)	8.5	0.4%
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/家庭、地域調査)	4.0	0.2%
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/退所施設との連絡調整)	2.4	0.1%
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/地域の社会資源との連絡調整)	2.9	0.1%
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/復帰後委託後の訪問等援助)	3.8	0.2%
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/合計)	30.3	1.4%
B. 関係機関との連携(市町村との連絡調整)	14.0	0.7%
B. 関係機関との連携(児童福祉施設との連絡調整・支援指導)	19.6	1.0%
B. 関係機関との連携(保育所・幼稚園・学校との連絡調整)	13.0	0.7%
B. 関係機関との連携(その他の機関との連絡調整)	7.3	0.4%
B. 関係機関との連携(合計)	53.9	2.7%
C. 会議(所内会議)	137.1	8.2%
C. 会議(都道府県市内児相心理職会議)	8.6	0.6%
C. 会議(外部機関との連絡会議)	24.8	1.2%
C. 会議(その他の会議)	14.8	0.8%
C. 会議(合計)	185.3	10.8%
D. 研修(受講)	14.6	1.1%
D. 研修(講師担当)	4.2	0.2%
E. その他(療育手帳判定業務)	122.5	10.0%
E. その他(特別児童扶養手当判定業務)	23.2	1.4%
E. その他(3歳児等精密健診)	32.6	2.9%
E. その他(都道府県独自事業等対応時間数)	26.1	1.3%
E. その他(他心理職へのスーパーバイズ・訓練等)	21.9	1.1%
E. その他(その他)	39.6	2.1%
E. その他(合計)	266.0	18.8%
F. 服務関係(超過勤務時間数)	225.1	10.4%
F. 服務関係(年休取得日数)	8.6	-
F. 服務関係(病気休暇取得日数)	0.7	-
合計時間(年)	1779.5	-

※平均時間に関しては、常勤、非常勤に関わらず集計した。平均割合については、勤務時間の長短の影響をなくすため、個人単位で割合に直して、集計した。

表 B-2. タイムスタディ(カテゴリー別割合%)

		項目	平均	計	
ア セ ス メ ン ト	子ども :除判定 業務	A. 個別ケース対応(対子ども/診断面接)	4.4%	29.2%	
		A. 個別ケース対応(対子ども/心理検査観察)	8.3%		
		A. 個別ケース対応(対子ども/記録作成) *	16.5%		
	子ども: 判定業 務	E. その他(療育手帳判定業務)	10.0%		14.3%
		E. その他(特別児童扶養手当判定業務)	1.4%		
		E. その他(3歳児等精密健診)	2.9%		
	保護者	A. 個別ケース対応(対保護者/診断面接)	1.1%		4.0%
		A. 個別ケース対応(対保護者/心理検査観察)	0.2%		
		A. 個別ケース対応(対保護者/記録作成) *	2.7%		
	親子	A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/家庭復帰・里親委託アセスメント)	0.4%		0.8%
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/記録作成)		0.4%			
心 理 療 法 等	子ども	A. 個別ケース対応(対子ども/心理療法、カウンセリング、助言指導)	8.9%	26.3%	
		A. 個別ケース対応(対子ども/措置施設・里親家庭への同行・面会)	0.9%		
		A. 個別ケース対応(対子ども/記録作成) *	16.5%		
	保護者	A. 個別ケース対応(対保護者/記録作成) *	2.7%	9.7%	
		A. 個別ケース対応(対保護者/心理療法、カウンセリング、助言指導)	4.8%		
		A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭訪問・助言指導)	1.0%		
		A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭への電話連絡・助言指導)	1.2%		
	親子	A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭訪問・助言指導)	1.0%	2.8%	
		A. 個別ケース対応(在宅支援/家庭への電話連絡・助言指導)	1.2%		
		A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/記録作成)	0.4%		
		A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/復帰後委託後の訪問等援助)	0.2%		
	地 域 援 助	A. 個別ケース対応(対子ども/措置施設・里親家庭面会)	1.2%	8.4%	
		A. 個別ケース対応(対子ども/施設職員・里親との連絡調整)	1.2%		
A. 個別ケース対応(在宅支援/市町村との連絡調整)		0.8%			
A. 個別ケース対応(在宅支援/保育所・幼稚園・学校との連絡調整)		1.6%			
A. 個別ケース対応(在宅支援/その他の機関との連絡調整)		0.6%			
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/退所施設との連絡調整)		0.1%			
A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/地域の社会資源との連絡調整)		0.1%			
B. 関係機関との連携(市町村との連絡調整)		0.7%			
B. 関係機関との連携(児童福祉施設との連絡調整・支援指導)		1.0%			
B. 関係機関との連携(保育所・幼稚園・学校との連絡調整)		0.7%			
そ の 他	C. 会議(所内会議)	8.2%	15.8%		
	C. 会議(都道府県市内児相心理職会議)	0.6%			
	C. 会議(外部機関との連絡会議)	1.2%			
	C. 会議(その他の会議)	0.7%			
	E. その他(都道府県独自事業等対応時間数)	1.3%			
	E. その他(他心理職へのスーパーバイズ・訓練等)	1.1%			
	E. その他(その他)	2.1%			
	A. 個別ケース対応(家庭復帰支援業務/家庭、地域調査)	0.2%			
	一時保護時の同行	0.4%			

\* 個別ケース対応(対子ども/記録作成)と個別ケース対応(対保護者/記録作成)は、分類困難のため重複

計上

表 C-1. 専門性の達成度

	平均	最頻値
心理職としての基本的態度(倫理観・知識・経験・自己管理)	4.47	5
心理職としての基本的態度(心理分野以外の分野への関心・見識)	4.01	4
心理面接によるアセスメント(面接技術・問題点、背景の理解)	4.30	4
心理検査によるアセスメント(各種検査の実施・診断)	4.41	5
心理療法の技術のレベルと内容(習熟度・技術指導力)	3.89	4
心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)	3.34	3
関係機関との連携(コーディネート能力・コンサルテーション能力等)	3.63	3
児相外の関係機関へのコンサルテーション能力(虐待を含む複雑事例への対応)	3.53	4
虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)	4.02	4
虐待を受けた子どものケア	3.94	4
虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング	3.33	3
虐待をする親へのグループ指導	2.48	1
家族再統合へ向けてのペアレンティング	2.89	3

表 C-2. 今後の要充実性

	平均	最頻値
心理職としての基本的態度(倫理観・知識・経験・自己管理)	4.51	5
心理職としての基本的態度(心理分野以外の分野への関心・見識)	4.46	5
心理面接によるアセスメント(面接技術・問題点、背景の理解)	4.74	5
心理検査によるアセスメント(各種検査の実施・診断)	4.75	6
心理療法の技術のレベルと内容(習熟度・技術指導力)	4.88	5
心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)	4.57	5
関係機関との連携(コーディネート能力・コンサルテーション能力等)	4.75	5
児相外の関係機関へのコンサルテーション能力(虐待を含む複雑事例への対応)	4.86	5
虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)	5.04	6
虐待を受けた子どものケア	5.05	5
虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング	5.14	6
虐待をする親へのグループ指導	4.63	5
家族再統合へ向けてのペアレンティング	5.04	5

表 C-3. 専門性の達成度

順位		平均
1	心理職としての基本的態度(倫理観・知識・経験・自己管理)	4.47
2	心理検査によるアセスメント(各種検査の実施・診断)	4.41
3	心理面接によるアセスメント(面接技術・問題点、背景の理解)	4.30
4	虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)	4.02
5	心理職としての基本的態度(心理分野以外の分野への関心・見識)	4.01
6	虐待を受けた子どものケア	3.94
7	心理療法の技術のレベルと内容(習熟度・技術指導力)	3.89
8	関係機関との連携(コーディネート能力・コンサルテーション能力等)	3.63
9	児相外の関係機関へのコンサルテーション能力 (虐待を含む複雑事例への対応)	3.53
10	心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)	3.34
11	虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング	3.33
12	家族再統合へ向けてのペアレンティング	2.89
13	虐待をする親へのグループ指導	2.48

表 C-4. 今後の要充実性

順位		平均
1	虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング	5.14
2	虐待を受けた子どものケア	5.05
3	虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)	5.04
3	家族再統合へ向けてのペアレンティング	5.04
5	心理療法の技術のレベルと内容(習熟度・技術指導力)	4.88
6	児相外の関係機関へのコンサルテーション能力(虐待を含む複雑事例への対応)	4.86
7	心理検査によるアセスメント(各種検査の実施・診断)	4.75
7	関係機関との連携(コーディネート能力・コンサルテーション能力等)	4.75
9	心理面接によるアセスメント(面接技術・問題点、背景の理解)	4.74
10	虐待をする親へのグループ指導	4.63
11	心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)	4.57
12	心理職としての基本的態度(倫理観・知識・経験・自己管理)	4.51
13	心理職としての基本的態度(心理分野以外の分野への関心・見識)	4.46

表 C-5. 専門性の達成度

	1		2		3		4		5		6		計
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	
心理職としての基本的態度(倫理観・知識・経験・自己管理)	0	0.0	4	2.9	14	10.0	49	35.0	58	41.4	15	10.7	140
心理職としての基本的態度(心理分野以外の分野への関心・見識)	0	0.0	8	5.8	30	21.6	63	45.3	29	20.9	9	6.5	139
心理面接によるアセスメント(面接技術・問題点、背景の理解)	0	0.0	4	2.9	17	12.1	61	43.6	49	35.0	9	6.4	140
心理検査によるアセスメント(各種検査の実施・診断)	0	0.0	4	2.9	16	11.4	47	33.6	65	46.4	8	5.7	140
心理療法の技術のレベルと内容(習熟度・技術指導力)	1	0.7	12	8.6	29	20.7	62	44.3	31	22.1	5	3.6	140
心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)	2	1.4	25	17.9	50	35.7	50	35.7	12	8.6	1	0.7	140
関係機関との連携(コーディネート能力・コンサルテーション能力等)	3	2.1	12	8.6	51	36.4	45	32.1	26	18.6	3	2.1	140
児相外の関係機関へのコンサルテーション能力(虐待を含む複雑事例への対応)	2	1.4	20	14.4	43	30.9	53	38.1	18	12.9	3	2.2	139
虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)	3	2.1	7	5.0	26	18.6	59	42.1	38	27.1	7	5.0	140
虐待を受けた子どものケア	3	2.2	14	10.1	24	17.3	53	38.1	38	27.3	7	5.0	139
虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング	7	5.1	20	14.5	53	38.4	37	26.8	20	14.5	1	0.7	138
虐待をする親へのグループ指導	38	28.6	31	23.3	33	24.8	24	18.0	7	5.3	0	0.0	133
家族再統合へ向けてのペアレンティング	20	14.7	33	24.3	40	29.4	33	24.3	5	3.7	5	3.7	136



表 C-6. 今後の要充実性

	1		2		3		4		5		6		計
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	
心理職としての基本的態度 (倫理観・知識・経験・自己管理)	2	1.4	8	5.8	19	13.8	29	21.0	49	35.5	31	22.5	138
心理職としての基本的態度(心理 分野以外の分野への関心・見識)	0	0.0	7	5.1	18	13.0	35	25.4	61	44.2	17	12.3	138
心理面接によるアセスメント(面接 技術・問題点、背景の理解)	1	0.7	4	2.9	17	12.3	29	21.0	44	31.9	43	31.2	138
心理検査によるアセスメント(各種 検査の実施・診断)	1	0.7	4	2.9	19	13.8	25	18.1	44	31.9	45	32.6	138
心理療法の技術のレベルと内容 (習熟度・技術指導力)	0	0.0	3	2.2	11	8.0	29	21.2	51	37.2	43	31.4	137
心理職としての関連知識(薬物・各 種法令・法的対応)	0	0.0	2	1.4	15	10.9	47	34.1	51	37.0	23	16.7	138
関係機関との連携(コーディネート 能力・コンサルテーション能力等)	0	0.0	2	1.5	12	8.8	35	25.5	57	41.6	31	22.6	137
児相外の関係機関へのコンサルテ ーション能力(虐待を含む複雑事 例への対応)	0	0.0	1	0.7	10	7.2	27	19.6	70	50.7	30	21.7	138
虐待のアセスメント(外傷・愛着・家 族関係)	1	0.7	2	1.4	12	8.7	18	13.0	48	34.8	57	41.3	138
虐待を受けた子どものケア	1	0.7	2	1.4	12	8.7	13	9.4	56	40.6	54	39.1	138
虐待をする、あるいはリスクのある 親へのカウンセリング	0	0.0	2	1.4	5	3.6	21	15.1	54	38.8	57	41.0	139
虐待をする親へのグループ指導	2	1.5	4	2.9	17	12.5	28	20.6	54	39.7	31	22.8	136
家族再統合へ向けてのペアレンテ ィング	1	0.7	2	1.4	4	2.9	22	15.9	63	45.7	46	33.3	138

## Q2. フリーアンサー

### 児童相談所、および心理職員の専門性について

- ・発達相談課の児童心理司には、厚労省及び近畿地区の児相の研修が全くないため。発達相談課では、虐待ケースの3健、1・6健、療育手帳を判定を行っているので、虐待についての心理職の基本研修に参加する必要があると思われる。
- ・親への関わりが児童福祉司に偏っている現状であるので、児童心理司の増員を行い、親へのカウンセリング、家族再統合へ向けてのペアレンティング等に心理司の業務を拡大する必要がある。
- ・コーディネート能力について(心理職の役割の変化についていけない現状がある)。心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)(心理の領域にとらわれすぎている)。
- ・担っている役割によって、その能力を充分に出せないことも考えられる。人間関係のあるべき姿をうまく説明できても、混乱し複雑になっている現場での整理は難しいように思える。説明に理解を示しても動けない対象者への援助はその対象者の背景や関係するもの全員の協力を要するものもあり単純ではない。しかし経験のない児童福祉司を抱える児相にとって専門性を保証しているのは心理判定員でありその役割は大きい。
- ・No.7、8…相手に専門家として何を伝えたいか案をもち、相手にそれを確認できる技術訓練が必要である。  
No.12…心理担当班でグループ指導は行っていない。  
No.13…H18度は、家族再統合にむけた支援を行った児童数は6～10人で支援スキルはお互いに研鑽が必要である。
- ・虐待事例については、虐待対応の支援課があり、そちらの児童心理司と児童福祉司とで、アセスメント、治療などをおこなうことが多い。
- ・児童心理司の業務内容として療育手帳の判定が主となっているが、最近の傾向として発達障害児の相談、指導、被虐待児の

保護者の指導が求められる。人員不足のため嘱託職員を雇用しているのが実情である。

- ・子どもの個別ケアまで手が回らないのが実状。こうした機能を充実させるためには抜本的な体制の改善が必要。
- ・当センターでは、アセスメントや心理療法に関する専門的な知識や技術について、体系的に習得していけるよう、組織として年間計画を立てて研修を充実させているところである。引き続き、個々のスタッフの力量を高め、組織全体として適切な相談支援ができるよう、人材育成に力を入れていきたいと考えている。特に、この間、虐待ケースの対応については、外部講師による研修やSVなど、専門性を高める取り組みを続けている。しかし、保護者への支援については、ニーズが高いにもかかわらず取り組みは十分とは言えず、今後は保護者への支援内容を充実させることが必要と考えている。
- ・1)項目12番は、実施していない。  
2)虐待ケースへの親、子への治療的かわりは、習得するための実施研修を繰り返すことが必要と思う(子どもの虹研修センターなどで基礎研修を受け、同じ人が3年位は現場での実践と研修を繰り返すなど、手厚い体制が必要と思う)。
- ・児童心理司への職名変更の意図が十分につかめないが、心理療法に力を入れるとしても障害の判定も業務として残り、それに全力投球はできない。また、家族への支援については、児童福祉司との高いレベルでの連携が必要とされる。
- ・虐待ケースに関して、現状、親指導は児童福祉司主導になっている。虐待をする親子への面接は個別指導で、グループ指導は行われていない。13については、今後取り組んでいく必要のある業務と考える。発達障害児等へのSSTを利用した指導の充実。
- ・12については、保護者のニーズが低く、グループ指導につなげるまでの十分な支援ができていないため。
- ・①初期介入の判断指導の一つとして、子どもの心理的ダメージ、愛着行動等を的

確に評価できる心理職員が必要。

②併せて、今後の保護後の受け皿(出口)づくりをすすめる上で、心理職員による保護者指導が欠かせないと考える。

- ・心理アセスメントや面接、子供の治療の力量については、高く評価している。今後は親のカウンセリング、ペアレンティングの力量やコンサルテーションの力をつけていくことを期待している。
- ・アセスメント以外は、どの項目についても、今後の児童相談所のあり方、司法や治療機関との役割分担によって求められるもの、優先順位が違ってくると思います。
- ・虐待との接触の機会が少ない(ソーシャルワーク段階でのコーディネート力が弱い為)。虐待児童に対する施設入所後の個別ケアが不十分。
- ・個別面接の技術はあってもグループに対する指導に関してのノウハウは低い。コンサルテーション能力もやや低い。
- ・もともと専門性を高めることへの動機づけは各自非常に高く、私的な時間・お金を使って研修に行っている。
- ・当所の児童心理司は、社会福祉職として採用されているが、心理職として特に訓練を受けているわけではなく、現場での経験も極めて限定的である。カウンセリングマインドには問題ないが、知識や技術を自発的に高めていけるようサポートしていかなければならず、今後の要充実性は高いと考えている。今後は広汎性発達障害への対応や、ペアレンティングをはじめとする家族再統合への取組み、DV等女性相談分野との連携による母子支援の充実等が必要と考える。
- ・施設に入所している被虐待児童の心理治療が必要である。
- ・児童相談所の取り組み自体が弱い。児童福祉司との情報共有を深めた上で事例毎のアセスメントとケア技術の向上が期待される。
- ・心理職に限らず、8.7の連携は役割分担が不明確で不十分と感じています。
- ・性加害ケースへの援助・虐待ケースの家庭後婦にむけた援助など、深めるべき課題はあります。
- ・被虐待児やADHD児童等に対する新しい療法の導入と展開。
- ・心理職として強化すべき機能は、「クリニック機能」と「各機関のコーディネート機能」が上げられる。「虐待や支援の必要な子どもや家族への支援機能」や個別ケースに対する「関係機関・者へのスーパービジョンやケースマネジメント」、「親子分離後における親子関係の再統合に向けた保護者や子ども達へのケアなどの専門的機能」を十分発揮することができない現状にある。
- ・人員増となった場合には、主に以下の取組強化が期待できる。1. 虐待対応力強化。被虐待児童の中で性的虐待児の増加や、また、子ども自身に不登校や対人的な葛藤など情緒的な問題や発達の遅れ・偏りを伴うケースが認められる。必要な事例について児童福祉司と同行訪問する機会を増やすことなどから調査内容を深め、援助の質の向上をさらに図ることが必要である。2. 養育家庭への支援強化。これまでは、心理診断に基づいた子どもの状態を里親に説明する形での支援が主であるが、今後、養育家庭への委託拡充に伴い、ますます対応が難しい子どもが養育家庭に委託されることが想定される。養育家庭に委託後も児童福祉司、養育家庭担当児童福祉司、養育家庭専門員と協力しながら、里親及び子どもに対して、よりの確な助言などの支援が必要である。
- ・虐待をする親へのグループ指導については、中央児相のプログラム活用により対応しており、特に支障はない。
- ・11. 12. 13に関しては、原則として、地域児相の心理の義務となっていないので評価できない。今後の充実は望まれるが、地域児相の心理職の任う業務とするのか、他の専門分野を充実させていくのかは、整理が必要と考える。
- ・虐待を受けた子どものケアには、勢力的に取り組んでいる。また虐待をした親への個別指導は実施しているが、グループ指導をするまでにはいたっていない。虐待ケースなどには、児童福祉司と一体となり、援助に当たるが限られた人員のため恒常

的な残業で対応を余儀なくされている。施設入所児のケアなどが、益々重要になっているが、児童相談所の心理職だけでは、対応に限界があるので、施設の心理療法担当職員との連携も深めるため取り組んではいるが、人力的には限りなく苦しい。児童相談所心理職は、児童福祉司に比べ3対1と比較的に少なく増員もなかなか難しい状況である。また業務的には、療育手帳の判定業務の件数も増加傾向でかなりの時間を配当している。

- ・ 1. 現在28条ケースを中心に家族支援プログラムを数ケース実施している。この他、通常ケースでは、継続通所で指導を行っている。主に経験年数のある児童心理司が対応しているか、人数面で対応しているケースは不十分である。またグループ治療の必要性を感じながら実施出来ていない。
- 2. 当所では、施設入所児の再アセスメント・治療的かわりを重要視取り組んでいる。課題が生じた時、入所後1年、就学前小5、中2、高2を目途に再アセスメントをするようにしている。しかし、業務量の増大で充分実施出来ない課題がある。
- 3. 困難ケースには所内会議等でスーパーバイズを実施しているが、細かなスーパーバイズの時間が充分とれていない。
- 4. 関連機関との連携、ケース会議、家庭訪問など、児童心理司がより多くかわる方向を打ち出している。
- ・ (低い項目の理由)・児童自立支援施設や児童養護施設で困難ケースの処遇に立ち会う機会が少ない。・児相の中で判定や心理療法をしてもらえれば良いという風土が他課にある。(必要な業務)・ケースワーカーや一時保護指導員は最低でも経験する。・行政事務に携わり行政感覚を身につける。
- ・ ①PTSD症状の評価
- ②PTSDへの治療技術の修得が不十分。
- ③再統合(家族)へ向けて、連続的な支援に充分力を注げない状況がある。
- ④緊急保護、施設の満員状況があるため、ケアにエネルギーを振り向けにくい。
- ・ 経験の浅い心理職員が配置されているた

め、困難事例への対応が不十分。ペアレントトレーニングを実施しようにも、職員数少なく実施できていない。

- ・ 心理職は、精神不安の高い、または力の弱い子どもたち並びに、心理的に難しい対応を要する保護者へのアプローチやケアにおいて、また親子関係の回復においても大変重要な働きをしており、その需要の高まりは急速である。ペアレンティングの達成度の低さは、現状の児相に人的、時間的に余裕がないことが第一、ペアレンティングに関する体系的な知識技能の経験の乏しさが第二の理由であると考えられる。この領域の今後の方向は児相だけでは困難が予想されるので、NPOや福祉系の大学など外部機関の連携や援助が必要と思われる。
- ①児童心理司は、心理面談、診断、判定のみならず、児童福祉司と協議したケースワークの質的向上に寄与することが必要である。
- ③虐待する親への指導や家族再統合に向けてのペアレンティング機能強化が必要であり、児童心理士が担うべき役割は今後一層重要になると思われる。
- ・ 非行や発達障害等の心理療法。ケアについて、基本となるプログラムの知識、習熟が必要。・虐待する親へのカウンセリング、ペアレンティングについて児相単独ではなく心理司がコーディネートして、民間団体や医療機関への委託を検討すべき。障害相談(療育、判定、自立支援法関連)の業務量が膨大であり、改善が必要。
- ・ アセスメントや治療に深く関わることがより重要になっているが、現場が対応できていない。時間や物理的環境等の整備が欠かせない。虐待する親に対してのカウンセリング、治療に関わることもあるが、制約が多い。児童福祉司の専門性を向上させないと心理職の専門性を発揮できないことがある。
- ・ 12. 親へのグループ指導及び 13. 家族再統合へ向けてのペアレンティングは、虐待事案の指導には欠かせないと考えているが、現状では、業務に追われており、時間的に難しい。心理職の増員を希望しま

す。

- ・①心理司は、障害相談(心理診断)がルーティン業務になっており、時間をとられることが多く、児童虐待等、処遇困難事例への関わりがピンポイントになり易い。障害相談は基本的に市町村へ移譲すべきであり、乳幼児健診からの流れを考えれば、より円滑で充実した支援が可能となる(人材の確保・育成は当然必須である)。
- ・②①の問題をクリアできなければ、上記全問の12、13のような家庭再統合に向けてのフォローは、民間レベル(児家センター等も含む)で対応していくような役割分担が必要。
- ・心理職も児童相談所総体がどのような方向にむかうのかとの関連の中で、必要な専門性を検討しなければならないものとする。児童相談所が今後、市町村や関係機関とのネットワーク機能を高めなければならないのなら、心理職の専門性も、児童相談所内にとどまらず、ネットワークへ展開できる質を備えなければならないものと思う。
- ・司法面接についての基本的な理解。
- ・施設心理士との連携。
- ・家族療法。
- ・①児童心理司は、心理面談、診断、判定のみならず、児童福祉司と協議したケースワークの質的向上に寄与することが必要である。
- ・②児童心理司と児童福祉司の協働を推進するためには、児童心理司の人員を増配置する必要がある。
- ・③虐待する親への指導や家族再統合に向けてのペアレンティング機能強化が必要であり、児童心理司が担うべき役割は今後一層重要になるとと思われる。

#### 心理職員の配置基準について

- ・技量を高めるためには研鑽のための時間やスーパーバイズを受ける機会の確保が必要だが、現状の配置数ではそのゆとりがない。
- ・まず心理職員の数の不足は大きな課題である。又、当所の様な小規模児相で多岐にわたる相談に多様な知見を求められる

と、一定の経験がどうにも必要であり、「児相の経験」を大切にしたい。虐待相談では「介入」と「援助」を同一人が担うこととなり、対応の難しさを感じている。今後、心理職員の増員と虐待相談へのフォローアップの充実が求められると思われる。

- ・児童相談所の心理職の配置基準を充実する。
- ・子どもの個別ケアまで手が回らないのが実状。こうした機能を充実させるためには抜本的な体制の改善が必要。
- ・なお、当自治体のセンターは、児童福祉司の配置は全国的に見ても充実している半面、虐待事案の家庭再統合のための指導・ケアや、非行児童(性加害・性被害)の指導・ケアを進めるのに見合った児童心理司の配置はなされておらず、心理職の体制強化が必要と考えている。
- ・心理職は高い専門性が求められていることから、嘱託・臨職ではなく、常勤職員の配置が必要。現状では児童心理司の業務量が非常に多く、十分な対応ができていない。早急に心理司配置基準(児童福祉司と同数)の改善がなされるべき。
- ・当所の児童心理司4名は、その専門的な知識・技術を十分生かして、経験の浅い児童福祉司をよくサポートしながら職務を適切に遂行し、成果を上げている。しかし、業務多忙の為、心理療法を受けた子どもへのケア、親へのカウンセリングなどは十分に行える状況になく、心理職の増員配置が望ましい(せめて児童福祉司3人あたり2名の配置)。
- ・相談件数、内容に比較し心理職の配置が少ない。
- ・配置人員が少ないので、虐待を受けた子供のケアや虐待をする親へのカウンセリング等、充分に対応できていないのが現状である。
- ・当所では心理部門の増員がかなわず、福祉司との比は2:1と苦しい状況が続いています。
- ・当所においては、これまで親対応は福祉司、子ども対応は心理職とした業務分担を行ってきた経過があることから達成度の低い項目がある。心理職配置増が必要。

現相では虐待対応以外でも心理職の専門性を必要とする場面が多く、業務内容・量に見合った配置数の確保が必要である。

②児童心理司と児童福祉司の協働を推進するためには、児童心理司の人員を増配置する必要がある。

- 12. 親へのグループ指導及び 13. 家族再統合へ向けてのペアレンティングは、虐待事案の指導には欠かせないと考えているが、現状では、業務に追われており、時間的に難しい。心理職の増員を希望します。

③いずれにしても、人口25万人の管内で、心理司2名では、質を問う以前に量(人員)を問題にすべき現状である。

#### 心理職員の年齢、人事構造について

- ・ 経験不足。
- ・ 児童心理司が3名配置されているが、全員が知的障害者更生相談所を兼務している。療育手帳を中心とした障害関係業務+知更相兼務業務に追われて、細かな心理療法的関与や地域臨床心理学的活動がまだまだできにくい現実がある。児童福祉司3人あたり2名の配置とは言っても、児者の療育手帳関係業務の有無によって活動実態が大きく異なることを実感している。
- ・ 人員不足のため嘱託職員を雇用しているのが実情である。
- ・ 心理職員の入れ替わりで、年齢、経験とも若く浅くなり長い目で育てていく必要がある。
- ・ 児童心理司への職名変更の意図が十分につかめないが、心理療法に力を入れるとしても障害の判定も業務として残り、それに全力投球はできない。また、家族への支援については、児童福祉司との高いレベルでの連携が必要とされる。なお、検討はしてみたのですが[調査票B]は提出困難となりました。申し訳ありません。
- ・ 専門性が必要な心理職員の育成が図れない人事異動に問題あり。長期固定化して心理業務を継続可能な職員の採用方法について一考を要す。
- ・ 人員(マンパワー)の不足。専門性を高め

るための研修体制の充実。企画調整機能を遂行出来る体制の整備。

- ・ 職員構成上の問題。若年女性に偏っている為、経験不足、技術不足、出産、育児に伴う休業対応の問題。20~30年後の介護問題等を考えると、児童心理司や児相以外にも適当数を配属し、関係領域の経験を積ませると同時にマルチな人材・高い技術と人材を養成することが必要。
- ・ ベテラン係長から今年度採用になったばかりの職員もいる中で、所全体として専門性達成度は評価の難しさを感じます。特に、12、13については、それ以前の対応に追われて手がまわりません。巡回児童相談(管轄地域が広大なので)も、全て児童福祉司とペアで行っており、専門性以前の人員不足が深刻です。
- ・ 現在、常勤の児童心理司1名は新採であり、経験を積む必要がある。
- ・ 児童相談所開設後の2年間は、立ち上げ支援を目的として県職員3名の派遣を受けているが、市児童相談所の職員は全員が児童相談所の業務経験がない。児童心理司も例外ではなく、なおかつ全員が平成17年度新規採用職員であるため、各分野の達成度が低いのは止むを得ない。将来的には、家族再統合に向けて心理職を含む専属チームを組織することなども視野に入れているが、本市の実情に即した職員体制の整備が先決と考えている。
- ・ 虐待ケースにおいて、親子ともに支援が必要な場合、複数の心理職でケアにあたりたいと思うが、当所には心理職員が2名しかいないため、そのような体制がとりにくい。・グループケアについても、必要性を感じるが、同じ理由で難しい。
- ・ 心理職員の昇任・昇格が厳しくなっている現実がある。専門職の処遇向上に何か良い手はないものかと悩んでいる。
- ・ 比較的若い職員が多いことから、知識的なものは持っているものの、経験の積み重ねがまだ不十分であるがゆえのもの足りなさを感じている。また、スーパーバイズや、研修を受ける機会も仕事の量が多いがためにきちんと担保されていないところに成長しきれない理由となっている。

- ・心理職の体系的な育成システムの不備。
- ・3人の心理職員のうち、2人は新採と2年目の職員で経験がとても浅い。
- ・経験の浅い職員が多い。
- ・療育手帳業務に追われ、虐待ケースにじっくり取り組む経験を重ねる機会を持ちにくい。
- ・乳幼児を育児している人が多く、保育園送迎等のために残業できず、やむを得ず家で記録を書くことも多いようである。
- ・達成度が低い項目の理由>課長と福祉専門員の2名を除く5名は30歳前後の若い職員たちで、優れた要素は有するが、経験に裏付けされた知識技能はこれから深まっていくという段階にある。また虐待に関しても2～3年という経験の浅い職員たちである。
- ・本県の場合、心理士として心理業務を希望する者も福祉職としての採用となるため、組織・人事上常に心理関係の業務にたずさわられる状況がなく、また、児童福祉司、児童心理司の業務の分担も曖昧で専門職としての積み上げ、専門性を高めにくい体制にある。職員体制など体制的に、保護児童のアセスメントや在宅児童の指導が中心とならざるを得ず、親指導には手を付けられない状況にあり、親指導への対応は大きな課題となっている。
- ・5. 業務量は多くなり、時間外勤務が増加している課題がある。
- ・正職員は3年もするとかなりレベルがあがるが、非常勤は低賃金でもあり、心理学専修生が少なく、専門性は低く長続きしない。研修には手をさかなければならず、見通しがたたない。月12万位(1日5600円前後)。
- ・経験の浅い心理職員が配置されているため、困難事例への対応が不十分。ペアレントトレーニングを実施しようにも、職員数

少なく実施できていない。

- ・本県の場合、心理専門職としての採用を長期間行ってこなかったため、実力のあるベテランとそうでない職員が混在している。来年度より専門職の採用を再開したので上記項目すべてにわたり専門性を高めてゆきたい。特に再統合に関して力を入れる必要を感じている。

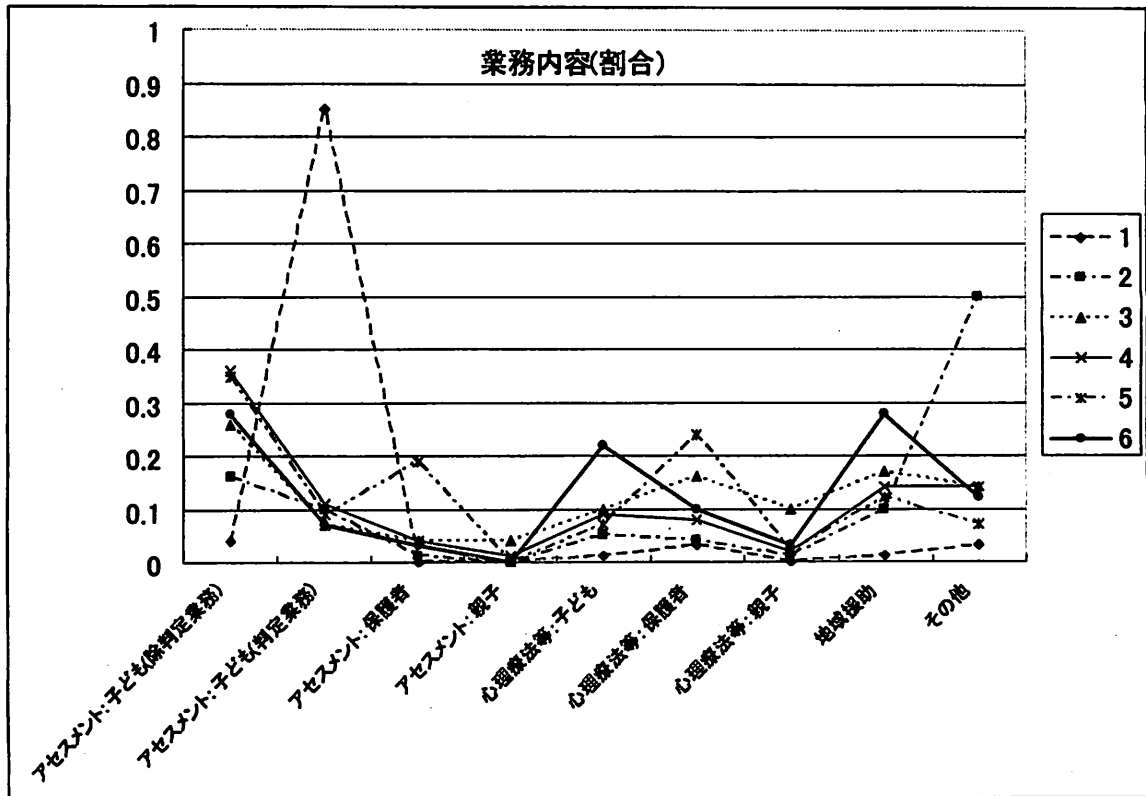
#### その他の事項について

- ・児相職員全体のメンタルケアについての目配りも、心理職として心がけていきたいことの1つです。
- ・日常業務の遂行だけでなく、予算に限りがあるため、思うように研修へ出席させられない。
- ・12は実施していない(今後も予定はない)。
- ・12の虐待をする親へのグループ指導はしていないため、達成度を1としました。
- ・なお、12の虐待をする親へのグループ指導は、グループ化が困難であり実施していない。
- ・当所では虐待をする親へのグループ指導はありません。
- ・当所では虐待する親へのグループ指導は実施していない。その理由として対象となる少ないこと、又、もし対象の親がいたとしても、グループ指導するまでの人数はない。当所は個別のカウンセリングが中心であり、虐待する親が自らカウンセリングを求めに来所することそのものが稀と思われる。
- ・達成度については適確に判断出来ませんので無記入としました。今後総ての点で、心理職種への期待がより高まるものと思います。

表 D-1. クラスター(群)ごとの業務内容の割合と偏差値の平均

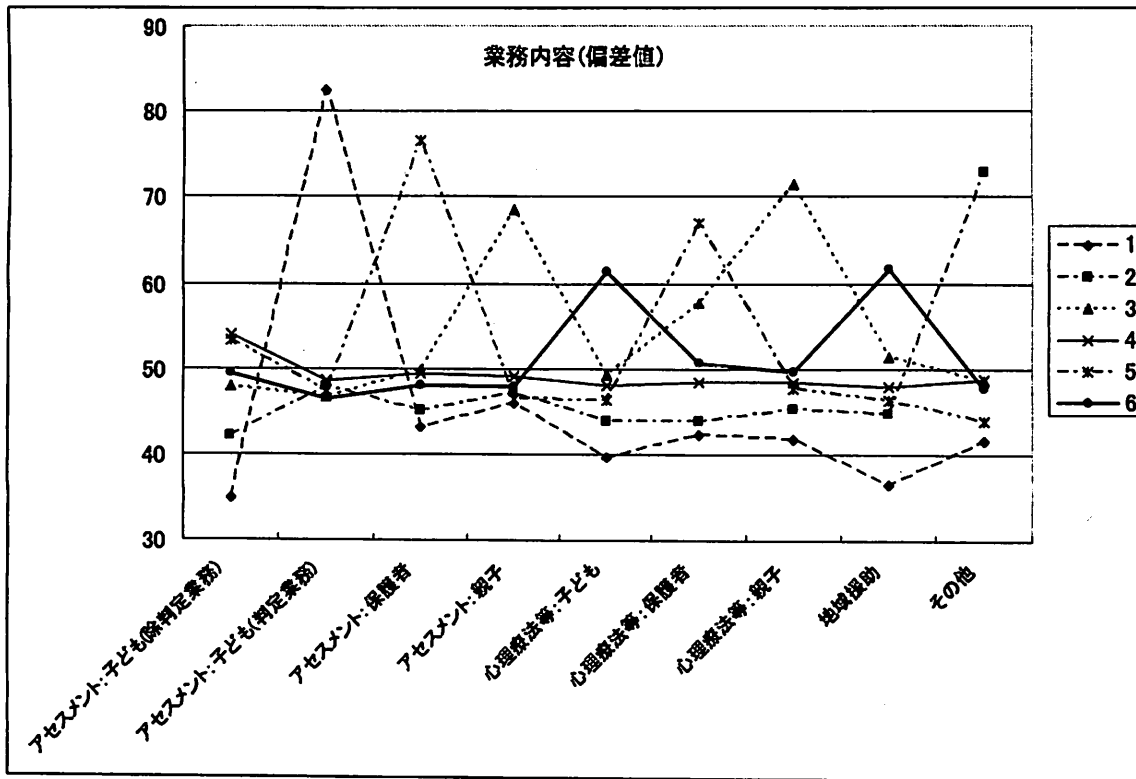
	アセスメント								心理療法等						地域援助		その他	
	子ども (除判定業務)		子ども (判定業務)		保護者		親子		子ども		保護者		親子					
	割合	偏差値	割合	偏差値	割合	偏差値	割合	偏差値	割合	偏差値	割合	偏差値	割合	偏差値	割合	偏差値	割合	偏差値
1	0.04	34.9	0.85	82.4	0.00	43.2	0.00	45.9	0.01	39.6	0.03	42.3	0.00	41.8	0.01	36.4	0.03	41.5
2	0.16	42.0	0.10	47.9	0.01	45.1	0.00	47.2	0.05	43.8	0.04	43.9	0.01	45.3	0.10	44.7	0.50	72.9
3	0.26	47.8	0.07	46.7	0.04	49.7	0.04	68.5	0.10	49.2	0.16	57.6	0.10	71.4	0.17	51.3	0.14	48.6
4	0.36	54.0	0.11	48.5	0.04	49.4	0.01	49.0	0.09	48.0	0.08	48.3	0.02	48.4	0.14	47.8	0.14	48.7
5	0.35	53.3	0.09	47.4	0.19	76.5	0.00	46.4	0.07	46.3	0.24	66.9	0.02	47.7	0.12	46.2	0.07	43.9
6	0.28	49.5	0.07	46.5	0.03	48.1	0.00	47.9	0.22	61.3	0.10	50.7	0.03	49.6	0.28	61.6	0.12	47.6

図 D-2. クラスタ(群)ごとの業務内容の割合

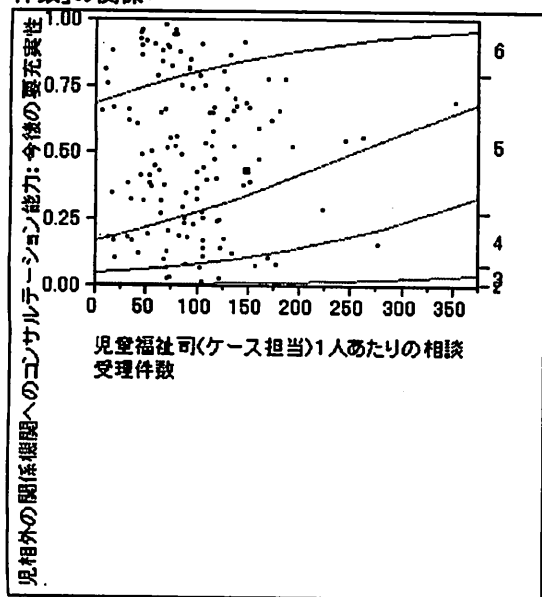




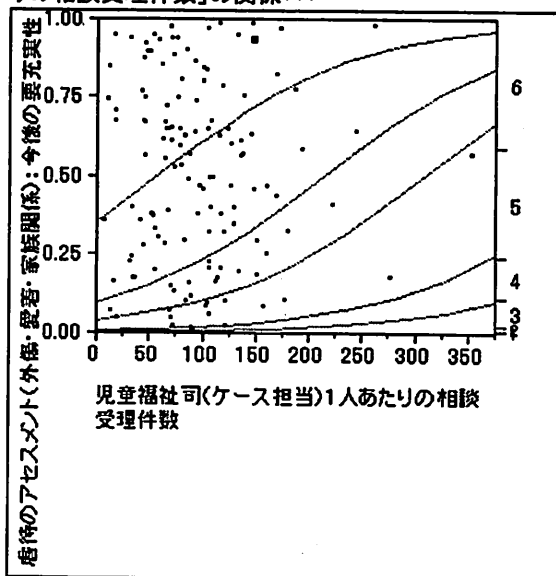
図D-3. クラスター(群)ごとの業務内容の偏差値(平均)



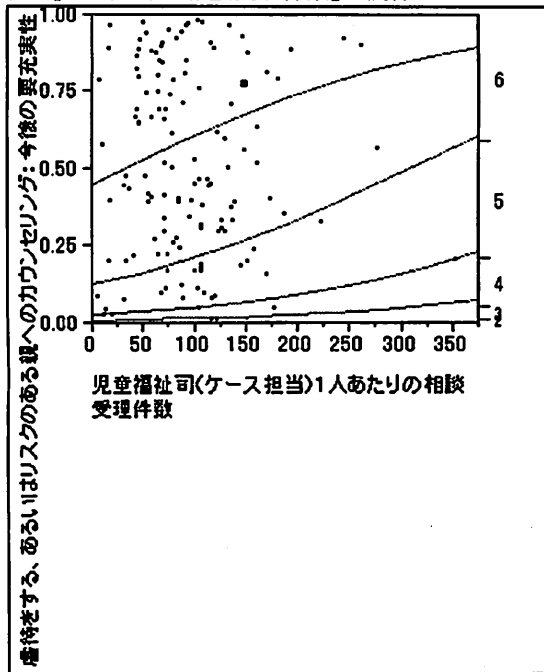
図D-4. 「児相外の関係機関へのコンサルテーション能力(虐待を含む複雑事例への対応):今後の要充実性」と「児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数」の関係\*



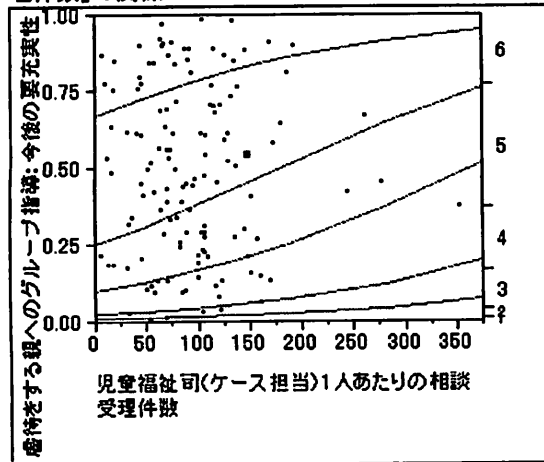
図D-5. 「虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係):今後の要充実性」と「児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数」の関係\*\*\*



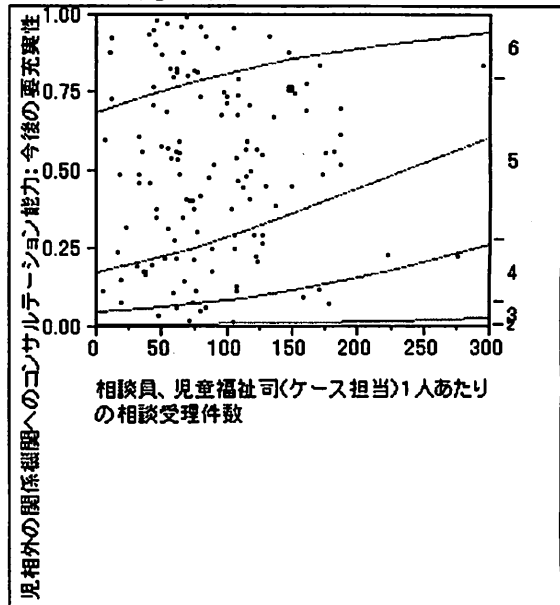
図D-6. 「虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング: 今後の要充実性」と「児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数」の関係\*



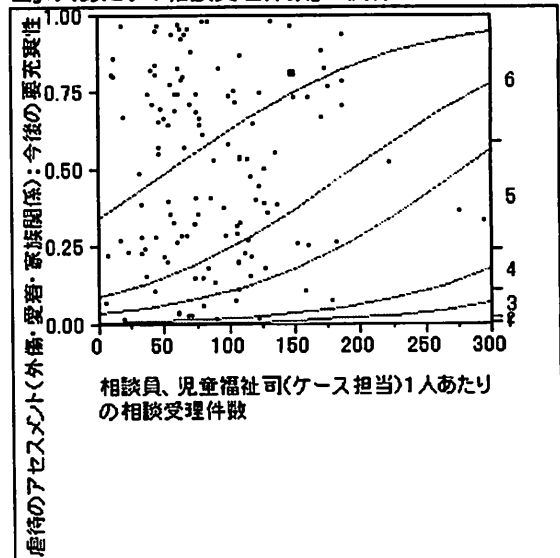
図D-7. 「虐待をする親へのグループ指導: 今後の要充実性」と「児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数」の関係\*



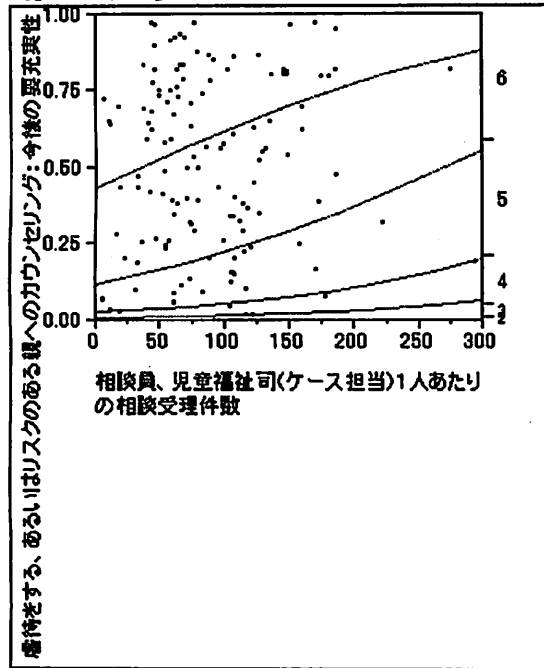
図D-8. 「児相外の関係機関へのコンサルテーション能力(虐待を含む複雑事例への対応): 今後の要充実性」と「相談員、児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数」の関係\*



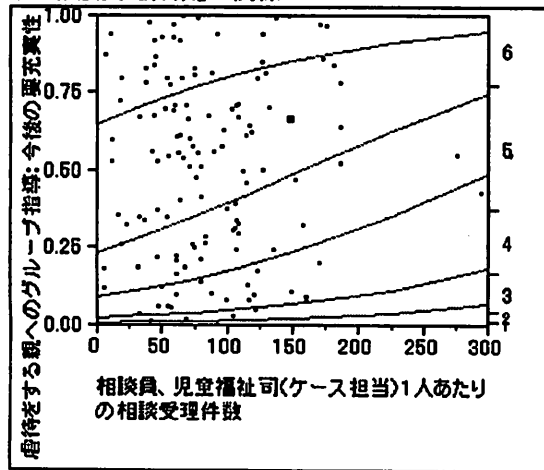
図D-9. 「虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係): 今後の要充実性」と「相談員、児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数」の関係\*\*\*



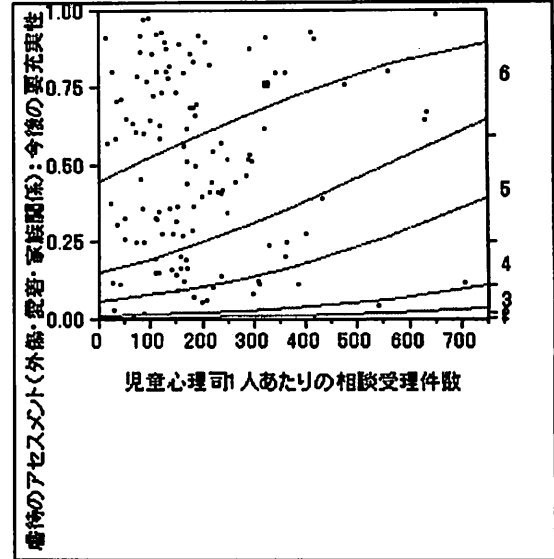
図D-10. 「虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング:今後の要充実性」と「相談員、児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数」の関係\*



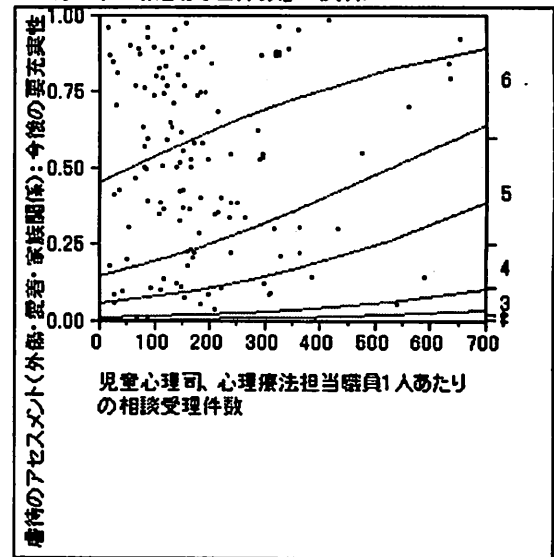
図D-11. 「虐待をする親へのグループ指導:今後の要充実性」と「相談員、児童福祉司[ケース担当]1人あたりの相談受理件数」の関係\*



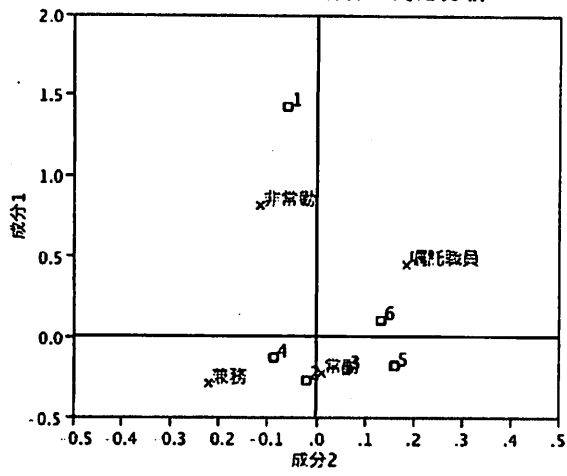
図D-12. 「虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係):今後の要充実性」と「児童心理司1人あたりの相談受理件数」の関係\*



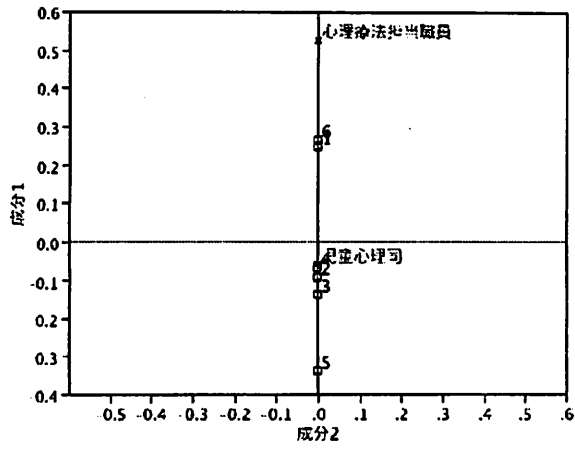
図D-13. 「虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係):今後の要充実性」と「児童心理司、心理療法担当職員1人あたりの相談受理件数」の関係\*\*



図D-14. 勤務形態とクラスター(群)の対応分析\*\*\*



図D-15. 職種とクラスター(群)の対応分析\*\*\*



**「児童相談所における心理職員の  
配置状況と業務量・内容に関する調査」  
調査票**

[調査票A]

児童相談所における心理職員の配置状況と業務量・内容に関する調査

先般の国の「今後の児童家庭相談のあり方に関する研究会」(平成18年4月28日)では、児童相談所においては児童福祉司3人当たり児童心理司2名の配置を目安にし、さらには同数を旨として配置すべきことが明記されました。

本研究は、この提言を受けて、心理職の配置数や、児童福祉司と児童心理司の割合についての実態を把握し、業務内容・量の相関関係を中心に解析を行ない、児童心理司等心理職員増配置の要望につなげることを目的とします。年度末のお忙しい中誠に申し訳ありませんが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

本研究に関するお問い合わせ先: 日本子ども家庭総合研究所 有村(アリムラ)

TEL: 03-3473-8347 / FAX: 03-3473-8408 / E-mail: arimu@mac.com

※なお、繋がらない場合もございますので、なるべくE-mail、FAXにてお問い合わせください。

自治体名: [ ] 児童相談所名: [ ]

【フェイスシート】

Q1. 貴所の管轄人口と18歳未満人口をご記入下さい。(小数点第1位を四捨五入)

管轄人口 [ ] 千人 18歳未満人口 [ ] 千人

※ 人口は、総務省統計局「人口推計月報」平成18年9月1日現在(確定値)による。

Q2. 18年度上半期(4月～9月)の相談受理件数をご記入下さい。

養護ケース	うち虐待				非行ケース	その他
	身体的	ネグレクト	性的	心理的		

Q3. 配置されている児童福祉司、及び児童福祉司スーパーバイザー等の人数をご記入下さい。

	常勤		常勤以外			
	ケース担当	ケース担当なし	ケース担当		ケース担当なし	
			人数	平均勤務時間による 【常勤換算】	人数	平均勤務時間による 【常勤換算】
児童福祉司	人	人	人	人	人	人
相談員	人	人	人	人	人	人
心理職へのスーパーバイザー	人	人	人	人	人	人
児童福祉司スーパーバイザー	人	人	人	人	人	人

※児童福祉司スーパーバイザーに換算した人数は、児童福祉司の人数に加算しないでください。

Q4. 配置されている心理職員の職名、人数、及び勤務時間をご記入下さい。

職名	常勤専任	兼務		常勤・兼務以外	
	人数	人数	児相兼務従事平均 時間による [常勤換算]	人数	平均勤務時間による [常勤換算]
児童心理司	人	人	人	人	人
心理職へのスーパーバイザー	人	人	人	人	人
児童福祉司スーパーバイザー	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名: _____】	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名: _____】	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名: _____】	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名: _____】	人	人	人	人	人
心理療法担当職員 【職名: _____】	人	人	人	人	人
一時保護所心理療法担当職員 【職名: _____】	人	人	人	人	人





自治体名：【    】      児童相談所名：【    】

【調査票C:児童相談所長】

Q1. 貴児童相談所の心理職担当業務の専門性の充実と今後の要充実性について、1～6にそれぞれ1つずつ丸を付けてください。

	専門性の達成度					今後の要充実性																				
	低い				高い	低い				高い																
(基本的態度)																										
1.心理職としての基本的態度(倫理観・知識・経験・自己管理)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
2.心理職としての基本的態度(心理分野以外の分野への関心・見識)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
3.心理面接によるアセスメント(面接技術・問題点、背景の理解)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
4.心理検査によるアセスメント(各種検査の実施・診断)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
5.心理療法の技術のレベルと内容(習熟度・技術指導力)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
6.心理職としての関連知識(薬物・各種法令・法的対応)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
7. 関係機関との連携(コーディネート能力・コンサルテーション能力等)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
8. 児相外の関係機関へのコンサルテーション能力 (虐待を含む複雑事例への対応)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
9.虐待のアセスメント(外傷・愛着・家族関係)	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
10.虐待を受けた子どものケア	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
11.虐待をする、あるいはリスクのある親へのカウンセリング	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
12.虐待をする親へのグループ指導	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】
13.家族再統合へ向けてのペアレンティング	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】	【	1	-	2	-	3	-	4	-	5	-	6	】

Q2. その他、心理職に関してのご意見、達成度の低い項目の理由、今後必要であると思われる業務等があればご記入下さい。

## 記入要項

### 【調査票 A】

- Q1. 人口は、基準日を平成 19 年 3 月 1 日とし、総務省統計局「人口推計月報」9 月 1 日現在確定値を使用してください。
- Q2. 相談受付件数は平成 18 年度上半期（4 月～9 月）の数字
- Q3. 平均勤務時間により常勤換算するものとする。
- 児童福祉司とは、児童福祉法第 13 条第 2 項第 1～5 号の資格要件に該当し、同第 3 項（児童相談所長の命を受け、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等）の業務を行うものとする。
- 児童心理司とは、「児童相談所運営指針第 2 章第 4 節 17」、心理療法担当職員とは「同 18」に該当するものとする。
- 児童福祉司の「常勤以外」とは、常勤以外の全ての雇用形態の児童福祉司を指す。（非常勤・嘱託等）
- 身体障害者更生相談所等との兼務である心理職については、児童相談所の業務に従事する
- 心理職の「常勤・兼務以外」とは、常勤及び身体障害者更生相談所等との兼務以外の全ての雇用形態の心理職員を指します。（非常勤・嘱託等）

### 【調査票 B】

- 養育家庭等は里親に含めてください。
- 平成 18 年度中に中途採用されたものについては、① A 票に計上した心理職のうち、平成 19 年 1 月までに中途採用された者は、B 票に記入し、ID の項目に○を付けてください。また、② A 票に計上した心理職のうち、平成 19 年 1 月以降に中途採用された者は、B 票に記入する必要はありません。
- 「勤務形態」の選択肢については、以下から選択して記入を行ってください。

1. 常勤	2. 兼務	3. 非常勤	4. 嘱託職員
-------	-------	--------	---------

- 「任用資格」については以下の項目から選択してご記入下さい。

#### 児童心理司

- |   |
|---|
| 1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 |
|---|

### 心理療法担当職員

2. 心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者

3. 学校教育法の規定による大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有する者

- ・ 業務従事時間は、「期間」の欄に特に記入がない場合、特に記入がない限り、平成 19 年度 2 月の総時間数について、超過勤務時間を含め、1 時間単位で記入してください。1 時間に満たない時間については、30 分には満たないものは 0.5 時間として換算し、30 分以上は切り上げてご記入下さい。また、所外へ出向いての業務は、移動時間も含まれます。
- ・ 「期間」の欄に 3 ヶ月と記入がある項目については、平成 18 年 12 月 1 日から、平成 19 年 2 月末日まで実績を記入してください。
- ・ 「期間」の欄に 11 ヶ月と記入がある項目については、平成 18 年 4 月 1 日から、平成 19 年 2 月末日までの実績をご記入下さい。
- ・ F の「超過勤務時間」は A～E の再掲とします。
- ・ (a)は、電話による対応や文書作成事務（記録、他機関への公文書作成等）も時間数にカウントしてください。
- ・ (b)は、時間数でなく、日数を記入してください。ただし、4 時間以上の時間休暇は 1 日に繰り上げて整数で記入してください。
- ・ 「都道府県独自事業」であっても、A～D の項目の中に含まれる場合は極力含め、どうしても含まれない性質のものに限り、ここに記載してください。
- ・ B は、個別ケース対応以外での連絡調整。（一般的連携、巡回支援、情報収集、コーディネート、その他）
- ・ A・B 中「その他の機関との連絡調整」とは、福祉事務所、保健所、民生児童委員、家庭裁判所、警察、医療機関等、かかわった全ての機関を含めます。
- ・ C 所内会議には、ケースカンファレンス、援助方針会議等、所内で行う全ての協議を含めます。